

〔在宅強化型〕

入所 利用料金表 【第3段階②】

介護老人保健施設クレオ

2025年7月1日改正

【一般棟】

◆介護保険の負担額（1割負担/介護保険の加算項目は主な項目のみ表示） ※「1単位＝10.27円」として算出。

	1日あたり（単位）			30日あたり（単位）			30日あたり 合計額(円)①
	施設 サービス費	サービス 提供体制 強化加算	夜勤体制 加 算	協力医療 機関連携 加 算	科学的 介護推進 体制加算	介護職員 等 処遇改善 加 算※	
要介護1	788	18	24	50	60	1,876	27,612
要介護2	863					2,045	30,097
要介護3	928					2,191	32,249
要介護4	985					2,319	34,137
要介護5	1,040					2,443	35,959

※その他の加算の有無や端数処理の関係で若干の誤差が生じます。

◆介護保険対象外（円）

居室タイプ	1日あたり（円）					30日あたり 合計額(円)②
	個室料	居住費	食 費	教養娯楽費	日用品費 (外部委託)	
A室（31室）	1,500	1,370	1,360	150	289	140,070
B室（6室）	1,700					146,070
C室（5室）	2,100					158,070
D室（7室）	2,300					164,070
E室（1室）	2,700					176,070

■30日あたり一般棟合計金額(①+②)（円）

	A室	B室	C室	D室	E室
要介護1	167,682	173,682	185,682	191,682	203,682
要介護2	170,167	176,167	188,167	194,167	206,167
要介護3	172,319	178,319	190,319	196,319	208,319
要介護4	174,207	180,207	192,207	198,207	210,207
要介護5	176,029	182,029	194,029	200,029	212,029

【認知棟】

◆介護保険の負担額（1割負担/介護保険の加算項目は主な項目のみ表示） ※「1単位＝10.27円」として算出。

	1日あたり（単位）				30日あたり（単位）			30日あたり 合計額(円)③
	施設 サービス 費	サービス 提供体制 強化加算	夜勤体制 加 算	認知症 ケア加算	協力医療 機関連携 加 算	科学的 介護 推進体制 加 算	介護職員 等 処遇改善 加 算※	
要介護1	788	18	24	76	50	60	2,047	30,129
要介護2	863						2,216	32,614
要介護3	928						2,362	34,766
要介護4	985						2,490	36,654
要介護5	1,040						2,614	38,476

※その他の加算の有無や端数処理の関係で若干の誤差が生じます。

◆介護保険対象外（円）

1日あたり（円）				30日あたり 合計額(円)④
居住費	食 費	教養娯楽費	日用品費 (外部委託)	
1,370	1,360	150	289	95,070

■30日あたり

認知棟合計金額(③+④)（円）

要介護1	125,199
要介護2	127,684
要介護3	129,836
要介護4	131,724
要介護5	133,546

- ◆サービス提供体制強化加算(Ⅱ)：介護職員のうち、介護福祉士の資格を有する者が60%以上占める場合に算定。
- ◆夜勤体制加算：夜勤職員の配置が一定基準(入所者20人に対して夜勤職員1名配置)を満たしている場合に算定。
- ◆協力医療機関連携加算：相談、診療及び緊急時の入院受入体制を確保する協力医療機関と定期的に情報共有している場合に算定。
- ◆科学的介護推進体制加算(Ⅱ)：入所者の心身や疾病・服薬等の情報を厚生労働省に提出し、情報活用を行っている場合に算定。
- ◆介護職員等処遇改善加算：利用総単位数の7.5%に相当する単位を加算。
- ◆認知症ケア加算：日常生活に支障を来す恐れのある症状や行動が認められる認知症入所者に対しサービス提供を行う場合に算定

※「在宅強化型」の基準に満たない月は「加算型」の算定に変更となります。

その他、主な加算料金（該当時に加算されます）

加 算 項 目		加 算 要 件	金 額
介護保険該当分 ◆1割負担額を表示◆	外泊時負担金	居宅への外泊を行った場合「施設サービス費」に代えて算定（初日・最終日を除く）	372円/日
	初期加算（Ⅰ）	急性期医療を担う医療機関の一般病棟に入院後30日以内に退院した場合、入所した日から起算して30日間を限度として算定。（平時からの当該医療機関との情報共有等の条件あり）	62円/日
	初期加算（Ⅱ）	入所した日から起算して30日間を限度として算定	31円/日
	短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）に加え、入所時および月1回以上ADL等の評価を実施し、その結果を厚生労働省に提出し必要に応じリハビリテーション計画を見直している場合	265円/日
	短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	入所日から3ヶ月以内の期間で、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が集中的にリハビリテーションを実施した場合	206円/日
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）に加え、退所後に生活する居宅または施設等を訪問し、当該訪問により把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成し実施した場合	247円/日
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	生活機能の改善が見込まれると判断された認知症を有する入所者に対し、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が記憶の訓練、日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムを実施する場合（入所日から3か月以内、週3日を限度に算定）	124円/日
	療養食加算	医師の発行する食事箋に基づき厚生労働大臣が定めた療養食を提供した場合	7円/食
	経口移行加算	経管栄養実施者に、経口摂取を進めるための栄養管理をおこなった場合	29円/日
	経口維持加算（Ⅰ）	摂食障害のある方へ、医師または歯科医師の指示により、多職種が共同して食事の観察や会議等を行い、経口維持計画を作成し栄養管理をおこなった場合	411円/月
	経口維持加算（Ⅱ）	上記（Ⅰ）に、医師・歯科医師・歯科衛生士・または言語聴覚士が加わった場合	103円/月
	再入所時栄養連携加算	入院後の再入所にあたり、厚生労働大臣が定める特別食や嚥下調整食等の提供が必要と医師が認めた者に対し、管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携し栄養管理の調整をした場合	206円/回
	退所時栄養情報連携加算	特別食を必要とする入所者または低栄養の入所者に対し、管理栄養士が退所後の主治医や退所先医療機関等に対し、入所者の栄養管理に関する情報を提供した場合	72円/回
	排せつ支援加算（Ⅰ）	排泄に介護を要する利用者のうち、改善の見込まれる方に対し、原因分析、支援計画作成、支援の実施を行うとともに、評価結果を厚生労働省に提出し、情報活用を行う場合	11円/月
	排せつ支援加算（Ⅱ）	（Ⅰ）に加え、入所時等と比較し排尿・排便状態の少なくとも一方が改善すると共に、いずれにも悪化がない、またはおむつ使用から使用なしに改善した場合	16円/月
	排せつ支援加算（Ⅲ）	（Ⅰ）に加え、入所時等と比較し排尿・排便状態の少なくとも一方が改善すると共に、いずれにも悪化がない、かつおむつ使用から使用なしに改善した場合	21円/月
	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	褥瘡発生リスクについて入所時及び3か月ごとに評価を行い、その結果を厚生労働省へ報告し、リスクのある利用者に対しては、褥瘡ケア計画を作成し褥瘡管理を実施する場合	3円/月
	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	（Ⅰ）に加え、施設入所時等の評価の結果、褥瘡発生のリスクがあるとされた入所者等に、褥瘡の発生がない場合	14円/月
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）	医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画の説明、継続的な質の管理を行うとともに、その情報を厚生労働省へ提出し、情報活用を行う場合	34円/月
	所定疾患施設療養費（Ⅰ）	肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪と診断された際に、投薬・検査・注射・処置等を実施した場合（1か月に7日間を限度に算定）	246円/日
	所定疾患施設療養費（Ⅱ）	（Ⅰ）に加え、医師が感染症対策研修を受講しているとともに、診断に至った根拠を診療録へ記載している場合（1か月に10日間を限度に算定）	493円/日
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	協力医療機関との間で、新興感染症その他一般的な感染症発生時の対応を取り決め、感染症発生時に連携し適切に対応するとともに、医療機関が開催する院内感染対策に関する研修に年1回以上参加している場合	11円/月
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	感染対策向上加算算定の届け出を行っている医療機関から、3年に1回以上、感染発生時の感染制御等に係る実施指導を受けている場合	6円/月
	生産性向上推進体制加算	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の開催や安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を行っている等、所定の要件を満たす場合 （Ⅰ）：103円/月 （Ⅱ）：11円/月	
	かかりつけ医連携薬剤調整加算	入所時に6種類以上の内服薬を処方されていた入所者に対し、高齢者の薬物療法に関する研修を受けた医師または薬剤師が入所中に服薬調整を行い、退所時にかかりつけ医への情報提供をした場合（退所時に1回算定） （Ⅰ）イ：144円/回（入所時に入所前のかかりつけ医との合意のもと調整した場合） （Ⅰ）ロ：72円/回（上記以外の場合） （Ⅱ）：247円/回（Ⅰに加え服薬情報等を定期的に厚生労働省へ提出し、当該情報の活用をした場合） （Ⅲ）：103円/回（Ⅱに加え入所時の処方内容から内服薬が1種類以上減少した場合）	
	入所前後訪問指導加算	入所前30日又は入所後7日以内に居宅訪問し退所を目的としたサービス計画策定等を行った場合 *入所前後訪問指導加算（Ⅰ）：463円/回 *入所前後訪問指導加算（Ⅱ）：493円/回	
	入退所前連携加算	居宅介護支援事業者に対し、診療情報を示す文書を添えて情報提供し連携して退所後の居宅サービス等の調整をおこなった場合（Ⅰは入所予定日前後30日の期間にも連携をとった場合） *入退所前連携加算（Ⅰ）：617円/回 *入退所前連携加算（Ⅱ）：411円/回	
	退所時等支援等加算	*退所時情報提供加算（Ⅰ）：514円/回（居宅への退所者）（Ⅱ）：257円/回（医療機関への退所者） （退所時に退所後の主治医に対し、診療情報や心身の状況、生活歴等についての情報を提供した場合） *訪問看護指示加算：309円/回	
※上記の加算には、所定単位数に別途 「介護職員等処遇改善加算（7.5%）」が加算されます。			
自費	希望により、理容サービスを利用した場合の理容代、業者洗濯を利用した場合の私物洗濯代、診断書等の文書料、テレビ・冷蔵庫利用料、利用料金の支払いを口座振替にした場合の手数料 等		実 費

※外泊時は、外泊時負担金のほか介護保険報酬の算定基準に沿った料金（居住費・室料など）が発生します。